

2 公安委員会及び警察本部長

(1) 政策評価

ア 実施状況

① 対象

「平成30年秋田県警察運営の基本方針と重点目標」にある「重点目標」のうちの次の4項目

- 1 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- 2 交通死亡事故の抑止
- 3 少年非行防止・保護総合対策の推進
- 4 被害者支援の推進

② 実施時期

○公安委員会及び警察本部長による評価 令和元年7月

③ 評価に用いたデータ等

- 政策を構成する施策の推進状況及び評価結果
- 政策の推進状況に関する県民の意識
- 政策を取り巻く治安情勢

④ 評価に用いた観点及び判定基準

政策評価は、政策を構成する施策の評価結果、県民の意識、政策に関連する治安情勢の変化等を踏まえた施策の優先性に観点を置き、施策の推進状況等を踏まえて総合的観点から判定する。

総合評価の基準

判定区分	判定基準
A：目標を達成	政策評価は、政策を構成する施策の評価を踏まえ、総合的な観点から評価を行い、「A」、「B」、「C」、「D」の4段階に判定する。
B：目標を8割以上達成	
C：目標達成が6割以上8割未満	
D：目標達成が6割未満	

イ 政策評価結果の概要及び評価結果の反映状況

No	政策名	総合評価	総合評価の要旨	評価結果の反映状況
1	犯罪の起きにくい社会づくりの推進	A	<p>秋田県地域安全ネットワークを活用した情報発信活動や地域住民の要望把握活動、地域安全活動に対する支援等を積極的に実施した結果、地域住民の自主防犯意識の高揚が図られ、自主防犯パトロールや広報活動等、地域住民による各種地域安全活動が活発に行われている。また、地域の犯罪情勢を分析し、その実態に即した犯罪抑止対策、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を積極的に推進するとともに、犯罪の検挙活動を強化した。</p> <p>その結果、地域や罪種によっては増加した犯罪があるものの、県内の刑法犯認知件数が3年連続で3千件を下回る減少傾向を維持し、検挙率が13年連続で50%を超えて全国トップクラスを維持するなど、本政策は順調に推進されている。</p>	<p>本政策の推進により、当県の刑法犯認知件数が3年連続で3千件を下回り、全国トップレベルの刑法犯検挙率を維持するなど、治安の回復に向けて一定の成果を挙げることができたが、防犯ボランティア団体が年々減少しているほか、無施錠による盗難被害が高水準で発生している。また、ストーカー・DV事案や子供に対する声掛け事案が高止まりの状況にあり、殺人や強盗などの凶悪事件、特殊詐欺、わいせつ事犯等の被害が後を絶たないなど、県民の体感治安の向上につながっていない。</p> <p>これらの情勢を踏まえ、県民が求める安全で安心な地域社会を実現するためには、治安情勢に応じて柔軟に本政策を発展させ、地域住民や自治体等関係機関・団体・事業所とのさらなる連携協働により、犯罪の起きにくい社会づくりのための活動を推進する。</p>
2	交通死亡事故の抑止	B	<p>高齢者安全・安心アドバイザー、警察官及び関係機関・団体等の職員が高齢者宅を戸別訪問して行う交通安全指導や、参加・体験・実践型の交通安全教育を開催して、高齢者に対するきめ細かな交通安全教育活動の推進とともに、事故の特徴を踏まえた、複数回交通事故を起こした高齢者に対する安全指導、自転車危険箇所対策のほか、年末の交通安全運動に加えて強化期間を設けるなど各種交通事故防止対策や街頭キャンペーン等を強力に推進した。</p> <p>交通指導取締りにあつては、県民の安全・安心を脅かす重大交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いて実施した。</p> <p>交通環境の整備では、道路管理者等と連携した通学路の点検結果による「ゾーン30」の設定や「ゾーン30」区域における自発光式横断歩道標識の整備、危険箇所への信号機の新設や高輝度道路標識等の整備、信号機のLED化、着雪防止型信号灯器の整備等、交通安全施設の整備・拡充による総合的な交通安全対策を推進した。</p>	<p>平成30年中における交通事故は発生件数及び負傷者数は前年と比較して減少し、現行の統計方式を採用した昭和41年以降、最少値となった一方で、死者数は前年より12人増加し、高齢者の死者数は平成14年以降17年連続して全死者の5割を超える結果となった。また、シートベルト非着用の死亡事故が増加したほか、飲酒運転を伴う交通事故が依然減少していない。これらの交通情勢を踏まえ、引き続き高齢者対策を最重点とした交通事故防止対策を推進するため、地域住民、行政及び警察が一体となり、「歩行者優先」の交通安全思想の普及・啓発に努め、重大事故に直結する飲酒運転等の悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反やシートベルト着用義務違反の指導取締り、並びに交通事故発生状況の分析等に基づいた交通事故抑止に資する取締りを実施するとともに、交通信号機、道路標識等の交通安全施設の整備・拡充、効果的な交通規制を実施するなど、総合的な交通事故防止対策を推進する。</p>
3	少年非行防止・保護総合対策の推進	A	<p>児童・生徒に直接的な指導を行う非行・犯罪被害防止教室は、なまはげNEWS隊の活用やチャイルド・セーフティ・センターとの連携による寸劇やロールプレイングを用いた教育効果の高い教室であり、学校や児童館等から多数の要請があつた。</p> <p>併せて、大学生少年サポーターによる少年の立直り支援活動、少年指導委員による有害環境浄化活動、スクールサポーターによる学校や地域と連携した活動等の各事業により、少年非行防止・保護総合対策を積極的に展開した結果、平成30年中の県内における非行少年数は118人と8年連続で減少し、少年人口比も6年連続で減少を続けており、本政策が着実に推進されていると認められる。</p>	<p>インターネットや風俗環境をはじめとする少年を取り巻く環境は、今後もめまぐるしく変化していくと推測され、迅速に実態を把握し、施策や事業の内容に反映させていく必要がある。</p> <p>また、少年の規範意識や防犯意識の啓発指導等少年の健全な育成に関する活動や、地域の教育力の向上を促す活動は、永続的に行っていく必要があり、教育機関・行政機関の政策と有機的に連動するよう推進していく。</p>
4	被害者支援の推進	A	<p>診断書経費等の公費負担制度、部内臨床心理士によるカウンセリング、警察署等の被害者支援員の積極的な運用により、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るなど、犯罪被害者等の視点に立った警察活動を推進した。</p> <p>また、秋田県被害者支援連絡協議会総会において、各機関の取組状況の発表や意見交換、活動報告等を通じて情報を共有し、関係機関・団体との更なる連携・強化を図ったほか、犯罪被害者遺族による講演「命の大切さ学習教室」の開催、更には大学生ボランティアによる各種街頭キャンペーン活動などを計画的かつ効果的に実行し、犯罪被害者等に対する県民への理解浸透を図るなど、広報啓発活動の充実を図った。</p>	<p>(1) 警察は犯罪被害者等に最も身近な機関として、各種犯罪被害者支援活動において中心的な役割を担うとともに、第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画に盛り込まれた各種施策を着実に推進する。</p> <p>(2) 各種公費負担制度を安定的に運用するための予算の確保や部内臨床心理士によるカウンセリング等を積極的に運用するほか、県、市町村、(公社)秋田県被害者支援センターなど関係機関・団体との一層緊密な連携の下、犯罪被害者等の多様なニーズに応じた支援を適切に推進する。</p> <p>(3) 犯罪被害者等の講演会「命の大切さ学習教室」や大学生による犯罪被害者支援に関するボランティア活動等の各種施策を継続し、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心なまちづくりに向けた気運を醸成する。</p>

(2) 施策評価

ア 実施状況

① 対象

「平成30年秋田県警察運営の基本方針と重点目標」の「重点目標」にある実施項目のうち、予算措置をして行う事業を伴う事項

○評価件数 7件

② 実施時期

○施策所管部長による評価 令和元年6月

③ 評価に用いたデータ等

- 施策の推進状況
- 施策を取り巻く治安情勢

④ 評価に用いた観点及び判定基準

観点	観点の内容	判定基準
必要性	○治安情勢や県民の要望等を踏まえた必要性	A: 「必要性が極めて高い」
		B: 「必要性が認められる」
		C: 「必要性が低い」
有効性	○治安維持上の有効性	A: 「治安維持上の有効性が極めて高い」
		B: 「治安維持上の有効性が認められる」
		C: 「治安維持上の有効性が低い」
緊急性	○治安情勢を踏まえた緊急性	A: 「緊急性が極めて高い」
		B: 「緊急性が認められる」
		C: 「緊急性が低い」

総合評価の判定基準

総合評価の内容	判定基準
上記観点からの評価結果を基本に、施策の今後の推進方向について総合的に評価	A: 「着実に推進」
	B: 「改善を図りながら推進」
	C: 「見直しが必要」

イ 施策評価結果の概要及び評価結果の反映状況

政策名	施策名	評価結果				評価結果の反映状況
		必要性	有効性	緊急性	総合評価	
1 犯罪の起きにくい社会づくりの推進	1 地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進	A	A	A	A	地域の犯罪情勢を分析し、自主防犯団体等と連携・協働し、犯罪情勢に即した犯罪抑止対策を推進したほか、犯罪の多発する地域に街頭防犯カメラを設置した結果、地域住民の自主防犯意識の高揚が図られ、刑法犯認知件数と刑法犯の検挙率が高水準で推移するなど、本施策は着実に推進されているところである。 一方で、ストーカー・DV事案の取扱い、自転車盗難などにおける無施錠状態での犯罪被害が高止まりし、さらには特殊詐欺被害や子供、女性を対象とした性的犯罪等が後を絶たないことから、安全・安心を実感できる社会を実現するため、犯罪情勢を分析し、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策を効果的に推進していく必要がある。
	2 「秋田県地域安全ネットワーク」の活性化及びこれを基盤とした社会の規範意識の向上と絆づくりの推進	A	B	A	A	地域住民と連携した活動を推進した結果、県民の自主防犯意識の高揚が図られ、刑法犯認知件数が3年連続で3千件を下回るなどの減少傾向を維持し、検挙率も全国トップクラスを維持するなど一定の成果が見られており、施策は着実に推進されている。 しかし、ストーカー・DV事案や子供に対する声掛け事案の取扱いが高止まりの状況にあり、特殊詐欺被害、わいせつ事犯等の凶悪事件の発生も後を絶たないほか、サイバー犯罪を始めとするサイバー空間における脅威が深刻化しているなど、治安に対する不安が解消したとは言えない状況にあることから、重層的な防犯ネットワークを整備・拡充し、今後も地域住民等と協働し、犯罪情勢に応じた犯罪抑止活動を推進していく必要がある。
2 交通死亡事故の抑止	3 高齢者対策を最重点とする総合的な交通事故防止対策の推進	A	B	A	A	当県は全国第1位の高齢化率で高齢者対策が急務となっている中、交通死亡事故被害に遭った方の多くが高齢歩行者（平成30年中歩行中の死者14人中11人が高齢者）であり、県民の願いである交通事故防止を図るため、高齢歩行者対策に有効な高齢者安全・安心アドバイザーの戸別訪問指導による安全教育のほか、参加・体験・実践型の交通安全講習、免許証の自主返納制度の周知等を行い、高齢者対象を最重点とする総合的な交通事故防止対策を推進した。 なお、第10次秋田県交通安全計画の目標である年間の死者数30人以下、死傷者数2,000人以下という目標も達成するため、今後も着実に推進する。
	4 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進	A	B	A	A	県民からの取締り要望が多く、重大交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを交通取締り資機材等を効果的に活用し実施した。 各種交通事故抑止対策と連動し、交通指導取締り活動を推進した結果、死亡事故は増加したものの、人身交通事故件数、負傷者とも減少した。 また、街頭で活動する警察官の受傷事故防止資機材の継続的な整備を行う必要性が認められる。
	5 安全で快適な交通環境の整備	A	B	A	A	限られた財源を有効に活用し、施策効果を高めるために事業を選択しつつ、計画的かつ効果的な交通安全施設の拡充・整備により、道路環境の整備が推進されている。
3 少年非行防止・保護総合対策の推進	6 非行少年を生まない社会づくりの推進	A	A	A	A	警察職員が、児童・生徒に直接的な指導を行う非行・犯罪被害防止教室は、なまはげNEWS隊の活用やチャイルド・セーフティ・センターとの連携により、寸劇やロールプレイングを用いた教育効果の高い教室であり、学校や保護者会から継続を望まれている。併せて、大学生による少年の立直り支援活動、少年指導委員による有害環境浄化活動、スクールサポーターによる学校や地域と連携した各種活動等各事業により、少年非行防止・保護総合対策を積極的に展開した結果、平成30年中の県内における非行少年数は118人と8年連続で減少し、少年人口比も6年連続で減少を続けており、本施策が着実に推進されていると認められる。
4 被害者支援の推進	7 被害者の視点に立った警察活動の推進	A	A	A	A	「秋田県犯罪被害者等支援条例」が施行され、県全体で犯罪被害者支援施策が推進される中において、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を適切に推進し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減するとともに、犯罪被害者等への理解を深める広報啓発活動を積極的に実施し、地域社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るなど、犯罪被害者支援施策の着実な推進が認められる。

(3) 事業評価（中間評価）

ア 実施状況

① 対象

令和元年度の当初予算及び補正予算に計上されている次の事業

- ・政策予算に係る事業（ただし、県有施設等の維持事業、部内事業で直接県民を対象としない事業を除く。）
- ・経常予算に係る事業のうち、県民の安全対策として継続している事業

○評価件数 10件

② 実施時期

○事業所管課長の評価 令和元年6月

③ 評価に用いたデータ等

- 住民ニーズの状況
- 目的達成のための方法
- 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

④ 評価に用いた観点及び判定基準

観点	観点の内容	判定基準
必要性	○現状の課題に照らした妥当性 ○住民ニーズに照らした妥当性	A：「必要性が高い」
		B：「必要性はある」
		C：「必要性が低い」
有効性	○事業目的の達成状況	A：「有効性は高い」
		B：「有効性はある」
		C：「有効性は低い」
効率性	○経済性の妥当性	A：「効率性は高い」
		B：「効率性はある」
		C：「効率性は低い」

総合評価の基準

総合評価の区分	総合評価の基準
A：「妥当性が高い」	全ての観点の評価結果がA
B：「概ね妥当である」	総合評価の基準がA、C以外の場合
C：「妥当性が低い」	いずれかの観点の評価結果がC

イ 事業評価（中間評価）結果の概要及び評価結果の反映状況

施策名	事業名	評価				対応方針	評価結果の反映状況		
		必要性	有効性	効率性	総合評価				
1	地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進	1	街頭防犯カメラ整備事業	A	A	A	A	現状維持で継続	刑法犯認知件数は減少水準を維持しているが、子供・女性に対する声掛け等の事案が高止まりしているほか、わいせつ事犯等の凶悪事件の発生が後を絶たないなど、県民の体感治安に反映していない状況にある。各種犯罪を抑止するために、地域の犯罪情勢を分析し、犯罪の発生が多い地域に、街頭防犯カメラを設置する本事業を継続して推進する必要がある。
2	「秋田県地域安全ネットワーク」の活性化及びこれを基盤とした社会の規範意識の向上と絆づくりの推進	2	地域と連携した防犯体制の整備事業	A	B	A	B	現状維持で継続	刑法犯認知件数の減少傾向を維持しているなど、本事業の有効性が認められる。地域住民と連携、協働した活動を行うことで、地域住民の自主防犯意識の高揚、自主的な地域安全活動について、より高い効果が得られることから、今後も継続して推進する必要がある。
3	高齢者対策を最重点とする総合的な交通事故防止対策の推進	3	高齢者安全・安心アドバイザー事業	A	B	A	B	現状維持で継続	高齢者安全・安心アドバイザーによる高齢者家庭を直接訪問して行う交通安全指導、特殊詐欺等の防犯指導及び寸劇を活用した各種教室等は、高齢者の意識高揚を図るために極めて効果的であると認められることから、本事業を継続して推進する必要がある。
4	交通死亡事故抑止に資する交通指導取締りの推進	4	交通指導取締り活動事業	A	A	A	A	現状維持で継続	悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の取締りを強化することで、重大交通事故を抑止するとともに、安全・安心な交通環境が醸成され、県民のニーズとも合致し、その妥当性は高いと判断できることから現状維持で事業を継続するものである。
5	安全で快適な交通環境の整備	5	交通安全施設整備・維持管理事業	A	A	A	A	現状維持で継続	交通情勢や県民のニーズの変化に的確に対応し、交通の安全、円滑及び利便性を図り、交通死亡事故を抑止するため有効な事業であることから、今後も道路標識等の交通安全施設を計画的かつ継続的に整備し、特に一部の老朽化した施設については、早急な建て替えを検討するなどして推進する必要がある。
		6	交通信号機整備事業	A	A	A	A	現状維持で継続	交通情勢や県民のニーズの変化に的確に対応し、交通の安全、円滑及び利便性を図り、交通死亡事故を抑止するため、交通信号機等の交通安全施設の整備は必要性、有効性、効率性が極めて高い事業であり、今後も継続的に整備を推進する必要がある。
6	非行少年を生まない社会づくりの推進	7	子ども・女性を犯罪から守る安全活動事業	A	A	A	A	現状維持で継続	少年の規範意識の向上や犯罪被害防止活動、次世代を担う少年の健全育成活動は、警察主導で学校等の関係機関と連携しながら行っていくことが望まれており、事業の必要性、効率性が認められることから、今後も社会環境や少年非行の実態を踏まえ、継続して推進する必要がある。
		8	「なまはげ」少年サポート事業	A	A	A	A	現状維持で継続	スクールサポーターの知識、経験を生かした訪問・巡回活動は、学校や地域における少年非行防止、子供の安全確保を図るために有効であるほか、学校と地域、関係機関とのパイプ役として必要で効果的な事業であることから、事業の充実も視野に入れながら継続して推進する必要がある。
		9	チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	A	A	A	A	現状維持で継続	チャイルド・セーフティ・センターの活動は、相談対応や声掛け・巡回、広報啓発のほか、学校・保育所等からの要請に応えての非行・犯罪被害防止教室の開催など、社会的貢献度が高いことから、継続して推進する必要がある。
7	被害者の視点に立った警察活動の推進	10	犯罪被害者支援事業	A	A	A	A	現状維持で継続	犯罪被害者支援事業は、秋田県犯罪被害者等支援条例が施行され、「犯罪被害を考える日」が制定されるなど、県全体として犯罪被害者支援施策が推進される中において、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減や、地域社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るものであり、有用かつ効果的な事業であり、継続して推進していく必要がある。

